

水道事業

監査を実施した 監査委員名	牧野 英之 三好 徹 杉山 由祥 飯箸 公明
監査の種類	定期監査
監査の期間	平成27年5月1日～平成27年5月28日
監査の対象課	水道部 総務課・工務課
監査の方法	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及び事業等が、法令等に準拠し適正に行われているか、また経済的・効率的な執行が行われているか等を主眼において監査を行った。</p> <p>監査にあたっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
監査の対象事項	<p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行状況 ・現金等の取扱状況 ・補助金、交付金の事務処理状況 ・契約事務の処理状況 ・財産の維持管理状況 ・水道料金の収納状況 <p>○重点項目</p> <p>総務課 : なし</p> <p>工務課 : 水質監視装置点検業務委託料について</p>

水道部

1 職員の配置状況

総務課

課長 課長補佐 ... 主幹 6人 計 9人
ほか再任用職員1人

工務課

課長 8人 計 10人
専門監 ほか再任用職員2人

2 配当予算の執行状況 (平成27年3月末日現在)

収益的収入

予 算 科 目		予 算 現 額	調 定 済 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
款	項				
水道事業収益	営業収益	1,414,256,000	1,407,761,422	1,326,350,821	81,410,601
	営業外収益	274,225,000	321,030,208	102,493,837	218,536,371
	特別利益	349,412,000	356,615,257	0	356,615,257
計		2,037,893,000	2,085,406,887	1,428,844,658	656,562,229

収益的支出

予 算 科 目		予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 済 額	執 行 率	予 算 残 額
款	項				
水道事業費用	営業費用	1,519,446,000	1,452,094,045	95.57	67,351,955
	営業外費用	126,474,000	120,169,190	95.01	6,304,810
	特別損失	40,410,000	43,361,584	107.30	△ 2,951,584
	予備費	10,000,000	0	0.00	10,000,000
計		1,696,330,000	1,615,624,819	95.24	80,705,181

資本的収入

予 算 科 目		予 算 現 額	調 定 済 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
款	項				
資本的収入		円	円	円	円
	負担金	30,333,000	30,863,162	29,162,162	1,701,000
	その他資本的収入	301,000	301,290	301,290	0
計		30,634,000	31,164,452	29,463,452	1,701,000

資本的支出

予 算 科 目		予 算 現 額	支出負担行為済額	執 行 率	予 算 残 額
款	項				
資本的支出		円	円	%	円
	建設改良費	443,493,000	332,359,527	74.94	111,133,473
	企業債償還金	160,203,000	160,202,627	100.00	373
	その他資本的支出	3,203,000	3,202,500	99.98	500
	予備費	5,000,000	0	0.00	5,000,000
計		611,899,000	495,764,654	81.02	116,134,346

3 重点項目

- ・ 総務課

なし

- ・ 工務課

水質監視装置点検業務委託料について

ア 委託内容について

イ 委託の相手方及び選定方法について

ウ 委託料の算定について

エ 委託内容の履行確認について

オ 委託料の支出について

4 監査の結果

- ・ 総務課

監査の結果は、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

水道料金の徴収については、鋭意努力されているところであるが、今後も未収金の解消に向けて努力されたい。

- ・ 工務課

監査の結果は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

地図情報システム保守業務委託(長期継続契約)について

見積要領及び決裁書では契約金額は税込みとするとしていたが、契約書では税抜きの契約金額を記載していた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

5 平成25年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・ 総務課

(指摘の要旨)

松戸市上下水道料金等収納業務委託について

予算額を「予定価格とする」と決裁に記載しているが、単価契約であることから、総価である予算額だけでは、見積額の妥当性を判断するのに適切ではない。

今後は、松戸市水道事業会計規程に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

平成26年度においては、松戸市水道事業会計規程に基づき、予定価格調書を作成し適正な事務処理を行った。

「改善確認済」

(指摘の要旨)

水道料金の督促について

督促状の履行期限について、債権管理条例施行規則第3条第2項の規定により督促を發した日から起算して10日を経過した日を履行期限とすべきであるが、守られていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

平成26年6月發送分の督促状から、債権管理条例施行規則第3条第2項の規定に則り、履行期限を改めた。

「改善確認済」

(要望・検討事項の要旨)

水道料金の減免について

「生活保護世帯に対する水道料金の減免措置に関する規程」によると、減免の終期は、減免の要件を欠く事実の発生した日の属する月とする、とされていることから、要件の確認調査は、関係課と十分連携し、遅滞なく行われるよう要望する。

(措置報告の概要)

生活保護担当課との協議により、毎月、生活保護の受給確認を行うことで、要件確認に要する期間の短縮を図るとともに、要件消滅時には速やかに届け出るよう減免適用者に周知を徹底した。

「改善確認済」

(要望・検討事項の要旨)

松戸市上下水道料金等収納業務委託について

財務規則第139条ただし書の規定により、随意契約であることから予定価格調書の作成を省略しているが、調書の作成は、契約事務における重要な意思決定行為である。支出予定額が50万円以上の契約については、予定価格調書を作成されるよう要望する。

(措置報告の概要)

予定価格調書は契約締結に係る妥当性判断基準のみならず、予算統制の手段でもあることから、今後は、その重要性に鑑み適正な対応をしていく。

なお、平成26年度の当該契約に関しては、適正に事務処理を行った。

「改善確認済」